

経済学部・経済学研究科 学生各位

情報倫理・コンピュータ利用ガイドラインについて（注意喚起）

最近、学内において、P2P型ファイル共有ソフトウェア等を用いて、映画を違法にダウンロードしたことで、外部監視機関から本学に通報があり、調査が行われております。

音楽、映像、本、ソフトウェアなどの有償著作物を、P2P型ファイル共有ソフトウェア等（BitTorrent, eMule, Winny 等）を用いてダウンロードすることは、本人が気付かないうちに他人に配付することとなり、ほとんどの場合違法です。本研究科ネットワーク（大学院生居室を含む）では、違法行為につながりやすいP2P型ファイル共有ソフトウェアの利用を制限しています。

学内の計算機資源（情報ネットワークとコンピュータ等）の利用に当たっては、「東京大学情報倫理・コンピュータ利用ガイドライン」の遵守が必要です。「東京大学情報倫理・コンピュータ利用ガイドライン」は、経済学研究科棟 5F 事務室等で配布しているほか、以下の URL からダウンロードすることも可能です。

東京大学情報倫理ガイドライン <http://www.cie.u-tokyo.ac.jp/>

10月以降は、著作権法の一部が改正されたことに伴い、違法ダウンロードに対し刑事罰が科されることとなりますので、十分に注意願います。

平成24年8月8日

経済学部・経済学研究科